

図書情報センター規程

第1条 長崎県立大学図書情報センター（以下「図書情報センター」という。）は、本学に所属する図書及びその他の文献・資料（以下「図書」という。）を管理運営する。

第2条 図書情報センターの図書を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- 1 本学の教授、助教授、講師及び助手
- 2 本学の職員
- 3 本学の学生（聴講生・科目等履修生及び研究生を含む）
- 4 県民、その他所長の許可を受けた者

第3条 図書情報センターに図書委員会を置く。

- 2 委員会は所長の諮問に応じ図書情報センターの運営に関する重要事項を審議する
- 3 委員会の規則は別に定める。

第4条 図書情報センターは、図書を寄贈しようとする者がいるときは、これに応ずることが出来る。

- 2 寄贈図書はすべて図書情報センター管理の図書と同一の取り扱いをする。

第5条 所長は、利用者が図書を紛失し、又はき損したときは、同一図書又は時価で弁償させる。

第6条 所長は、利用者が図書情報センターの規則を守らないときは、図書情報センターの利用を停止し、又は禁止することができる。

第7条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 1 年 1 月 6 日から施行する。